# 鎌倉駅周辺地区交通計画懇談会設置要綱

# (趣旨・設置)

第1条 この要綱は、「鎌倉地域の地区交通計画に関する提言(平成8年5月、鎌倉地域交通計画研究会(「以下「研究会」という。)」の実現に向けて、鎌倉駅周辺地区の交通問題について、市と市民、事業者などが協働して研究し、歩行者尊重道路等の社会実験の実施により、より良い交通計画の策定に資するため、鎌倉駅周辺地区交通計画懇談会(以下「地区懇談会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

- 第2条 地区懇談会は、次に掲げる事項について研究するものとする。
  - (1) 鎌倉駅周辺地区における社会実験の計画を策定することに関する事項
  - (2) 同地区における社会実験に関する事項

#### (組織)

- 第3条 地区懇談会は、委員25人以内で構成する。
- 2 委員は、地区交通計画に係わる地区内に居住し、又は事業所を有する市民及び事業者、 並びに研究会から推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの間とする。
- 4 地区懇談会に座長を置き、委員から互選により選出する。
- 5 座長は、地区懇談会を代表し、会務を総理する。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員(以下「副座長」という。) がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 地区懇談会の会議は、座長が召集し、その議長となる。

#### (アドバイザー)

第5条 地区懇談会を効率的に進めるため、交通計画に関する学識を有する者をアドバイザーとして、地区懇談会への出席を求め、助言を得ることができる。

### (意見の聴取)

第6条 地区懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞く

ことができる。

## (研究会への出席)

第7条 座長及びその副座長は、研究会からの要請を受けて、研究会に地区委員として出席するものとする。

## (小委員会)

第8条 座長は、必要に応じ、地区懇談会に小委員会を置き、その所掌事務を分担させることができる。

# (幹事)

第9条 地区懇談会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、地区懇談会の所掌事務について委員を補佐する。

## (庶務)

第10条 地区懇談会の庶務は、この研究会の所掌事務を所管する課かいにおいて処理する。

## (その他の事項)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、地区懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が地区懇談会に諮って定める。

## 付 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。